



# ご存じですか？

# えづけSTOP!

人間が無意識のうちに鳥獣に対して集落や田畠を「エサ場」として学習させること、これを「えづけ」といいます。

つまり鳥獣被害対策の基本は、この「えづけ」をやめることにあり、熊本県ではこれを「えづけSTOP! 対策」とし、推進しています。

# 対策

## 正しい知識を身につける 4STEP!

STEP  
1

みんなで  
勉強

STEP  
2

環境整備

STEP  
3

追い払う、  
柵で守る

STEP  
4

捕 獲

### STEP1 みんなで勉強

イノシシの体で電流を  
通すのは鼻だけです。



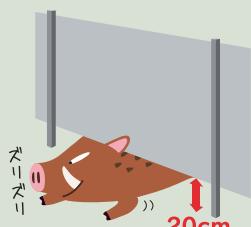
体は剛毛で、電気や  
有刺鉄線が当たっても  
平気です。



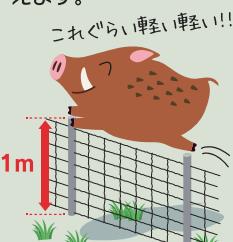
鼻先で70kgの物を持ち  
上げる力があります。



20cmの高さがあれば  
くぐることができます。



イノシシのジャンプ力は  
助走なしで1mを飛び越  
えます。



### STEP2 環境整備

#### 野生鳥獣が過ごしやすい場所になってしまいませんか？



野生鳥獣にとって「過ごしやすい場所」とは「安全な場所がある」と「楽にエサが食べられる」の2つを満たした場所です。

もし、みなさんのお住まいの地域で被害が広がっているようであれば、無意識に「安全な場所」と「エサ」を準備して、結果として地域に鳥獣を招いているのが原因です。



対策  
1

#### 隠れ場所をなくす

耕作放棄地や竹林などの藪を刈り払い見通し  
を良くしましょう。

対策  
2

#### エサを与えない

イノシシの一番の目的=「食べ物(エサ)」を  
なくしましょう。

※集落には人が食べられて「困るエサ」と「困らないエサ」がありますが、  
イノシシにはどちらもごちそうです。

#### 集団ぐるみで徹底的に 「嫌がらせ」をしましょう

収穫しない野菜、果実、生ゴミ、お供え物などの放置はえづけと同じです。すぐに回収するなどの処置をしましょう。また、ひそみ場をなくすなど、イノシシが嫌がる環境をつくるのが対策の第一歩です。

自分の田畠は自分で守ると同時に、集落で歩調を合わせて田畠を守ることによって、イノシシはさらに集落へ近づきにくくなります。



鳥獣被害防止には、秋から冬の「エサ場」をなくして、  
鳥獣を「寄せ付けない」ことがポイント！

熊本県が推進する「えづけSTOP!」対策の詳細は右記のQRコードからご覧いただけます。

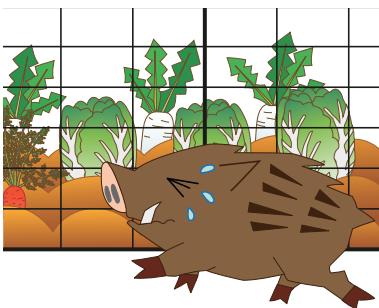


## STEP3 追い払う、柵で守る

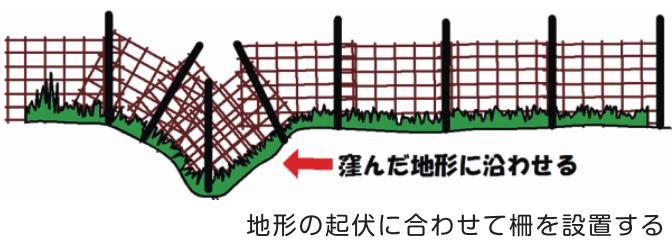
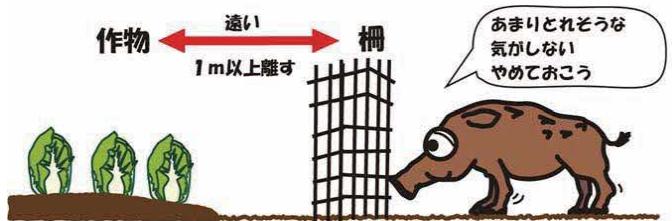
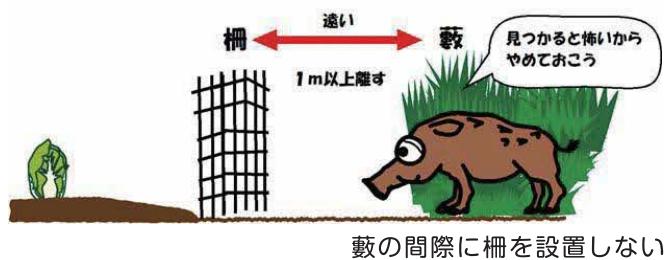
### 柵で囲って農作物を守ろう

農作物を守るために侵入防止柵を設置することが有効です。しかし、イノシシも食べ物を得るために必死で、あの手この手を使って中に入ろうとします。

正しく柵を設置してこまめな管理を続けることで、侵入防止効果が長続きします。



### 正しく侵入防止柵を設置しましょう



### 「電気柵」を張ったあとも手入れをすることを心掛けましょう

電気柵で囲うのは重要な対策です。しかし安心はできません。わずかな隙間でもあればおいしい「エサ」を見つけて侵入してきます。

電気柵に雑草が接触していると効果が低くなってしまうので、雑草の手入れを怠らないようにしましょう。

イノシシは鼻先以外、電気ショックを受けないことを忘れずに。



### 注意 野生鳥獣は許可なく捕まえることはできません

野生の鳥獣は「鳥獣保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」で保護されており、原則として捕獲が禁止されています。ただし、農林水産物への被害防止の目的(有害鳥獣捕獲)等、許可を受けた場合は捕獲することができます。捕獲についての詳細は、市役所農林整備課か熊本県北広域本部林務課にご相談ください。

※必要な許可を得ずに野生鳥獣を捕獲した場合、1年以下の懲役または100万円以下の罰金が科せられることがあります。

## STEP4 捕 獲

本市では、菊池市有害鳥獣捕獲隊により鳥獣の捕獲活動を行っています。鳥獣被害でお困りの場合は、市役所農林整備課までご相談ください。

また、住宅等の敷地内や、農林業被害防止の目的で農林業者が自らの事業地内に小型箱わなを設置する場合など、狩猟免許がなくても捕獲許可対象となる場合があります。

詳細は市役所農林整備課か熊本県北広域本部林務課にご相談ください。



### 市役所の問い合わせ窓口

- ①鳥獣侵入防止柵を設置したい → 菊池市鳥獣害防止対策事業等
- ②放置竹林を解消したい → 市所有の竹粉碎機を無料で貸付
- ③遊休農地を解消したい

- (1) 農地の環境を地域で整備したい → 中山間地域等直接支払制度
- (2) 自己所有の農地を有効に利用したい → 農地のあっせん

- ④鳥獣による農林業被害があったとき

右記QRコードからオンラインによる農林業被害を報告することができます。

もしくは、農業被害があった場合は農政課へ、林業被害があった場合は農林整備課へ報告をお願いします。

農林整備課 0968-25-7222

農政課 0968-25-7221

農業委員会 0968-25-7235

農政課 0968-25-7221

農林整備課 0968-25-7222



被害報告専用サイト